

東京・生活者ネットワーク

女性の安全安心調査プロジェクトからの政策提言

自治体調査結果からの提案

◆セクシュアル・ハラスメント

- ① 全ての自治体でセクシュアル・ハラスメント防止指針を作成し、市民にむけて公開する
- ①-2 区政・市政にかかわるすべての職員が働きやすい環境をつくるため、セクハラ防止指針の対象に会計年度任用職員以外の非正規職員（派遣職員など）を位置づける。
- ② 職員向けサービス規程、教職員サービス規程共にセクシュアル・ハラスメント禁止を明記し(同様の効力のある取り扱い基準などを含め)、実効性のある対策とする。
- ③ 事例集的な職員向け「セクシュアル・ハラスメント防止・相談パンフレット」を作成し、全員に配布し「セクハラとは何か、なぜしてはいけないか」を一人ひとりが自覚できるようにする。
- ③-2 「セクシュアル・ハラスメント防止・相談パンフレット」に、相談～救済～支援の流れをわかりやすく記載し、被害者が安心して相談できるようにする。
- ④ セクシュアル・ハラスメント相談員に必ず女性を入れる。
- ④-2 セクシュアル・ハラスメント相談員は職員だけでなく、必ず外部の専門家を入れて相談しやすい環境をつくる。
- ⑤ セクシュアル・ハラスメントの調査は必ず庁内だけでなく外部から専門家を入れ、相談者の立場を尊重しながら進める。
- ⑤-2 セクハラによる被害者の悩みに対して、民間支援団体（女性労働相談、性暴力被害者支援など）を社会資源として活用するため連携する。
- ⑥ 首長、議長・議員は就任時（任期ごとに）、必ずセクシュアル・ハラスメント防止についての研修を受ける。さらに、セクシュアル・ハラスメントは行わない旨宣言する。
- ⑥-2 職員向け研修にはロールプレイングなど、机上だけでなくセクハラについて実感を持って理解できる方法を取り入れる。
- ⑦ セクハラの実態を掴むため、非正規職員を含めた全職員へのアンケート調査を定期的実施する。

- ⑦-2 セクハラ事例について、再発防止のためにどうして起きたか、どう対応したかの第三者による検証を行う。
- ⑦-3 再発防止のために加害者からの聞き取り調査を行い、具体的な対策の参考にしていく
- ⑧ セクシュアル・ハラスメントについて、人権侵害であり禁止すべきこととして、男女共同参画推進条例に明記し施策の根拠とする。
- ⑨・⑩ セクハラを自分事として考えていくためにセクハラ事例に基づき、「それってセクハラ？」のチェック表を作成し、啓発する。
- ⑨・⑩-2 セクシュアル・ハラスメントについてわかりやすくアピール性をもって伝える動画を作成し、自治体が発信する。
- ⑨・⑩-3 セクハラ事例集を作成し配付する。
- ⑩ 事業者を対象としたセクシュアル・ハラスメント実態調査を実施し、啓発する。

◆ドメスティック・バイオレンス

- ⑪ 地域でDV被害者の支援を総合的に行うネットワーク型の会議体をすべての自治体に設置し、関係機関が連携協力し自立まで当事者の安全を保障しながら支援する。
- ⑫ 相談・支援窓口を担当者向けの「DV防止・支援ガイドブック」を作成し、全職員全教職員へ配付する。
- ⑫-2 ガイドブックの内容は、DVの正しい理解、相談時の適切な情報提供、連携する支援（法律、医療、住宅、就労など）、二次被害防止、具体的な相談先を記載する。
- ⑫-3 全職員と教職員にDVに関する研修を実施する。
- ⑬ DV家庭で同時に起きる子ども虐待（面前DV含む）の防止、早期発見のために子どもに関係するあらゆる職種（保育士、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー、子育て相談員、民生・児童委員、助産師、保健師、看護師など）の担当者にDV研修を実施し、支援につなぐ。
- ⑭ 質の高い相談員を確保するために、専門性をもつ正規職員を育成し研修体制を整える。

- ⑭-2 DV被害当事者をエンパワメントできる相談員(婦人相談員や自治体の女性相談員など)を確保するための雇用条件を整える。
- ⑮ 全ての婦人相談員に年3回以上のDVの研修を実施する。
- ⑯ 被害者が複数の窓口で繰り返し説明する負担を減らすために、DV相談・支援ワンストップサービス窓口を設置する。
- ⑯-2 DV相談・支援で関係機関が連携するための共通様式のシートを作成して活用する。
- ⑰ 被害者が一人で相談窓口や裁判所に行く負担や危険を減らすため、同行支援事業を実施し相談者全員に知らせる。
- ⑰-2 同行支援を自治体単独で実施するのが難しい場合は、東京都の連携同行支援事業を活用する。
- ⑱ 同行支援について、被害当事者が判断選択して活用できる、希望者は全員実施できるようにする。
- ⑲ DVの予防に有効なデートDV予防教育を、中学校以上の教育機関で実施する。講座はジェンダー平等の視点、人権教育の位置付けで実施する。
- ⑳ ジェンダー平等、人権教育の視点で作成したデートDV啓発冊子(ジェンダー平等視点の)を、全中学校で配布する。
- ⑳-2 中学校、高校のトイレにデートDV防止の啓発カードを設置する。
- ⑳-3 東京都でデートDV啓発冊子を作成し、希望する自治体に配付し中学校で活用する。

◆性暴力

- ⑳ 性暴力を含む犯罪被害についてプライバシーに配慮しながら相談できる窓口を各自治体に設置し、市民に周知する。
- ㉑-2 相談後は、専門性のある職員による同行支援までが可能となるよう一本化した体制を整える。
- ㉑-3 性暴力被害へも対応できる専門相談員の配置、あるいは研修による質の確保を行う。
- ㉑-4 性暴力救援センター・東京（SARC東京）や被害者支援都民センターとの連携を深めるための、東京都と区・市の連絡会をつくる。
- ㉒ 犯罪被害者支援法(条例があれば条例)に基づく手引き作成し、性被害者への支援体制の充実や二次被害の防止を図ること等を盛り込み活用する。
- ㉓ 女性に対する暴力撤廃国際デーに合わせ、毎年キャンペーンを開催し広く相談や支援の社会資源を周知する。
- ㉔ SARC東京等を活用した研修を実施し、相談員の性暴力救済・支援に対する専門性と質の向上を図る
- ㉕ 相談員は、SARC東京の研修を受講することを徹底する。
- ㉕-2 SARC東京のパンフレットやカードをすべての自治体で配付する。
- ㉖ 計画策定時の実態調査はプライバシーに配慮しつつ以下の設問を行う。
「1 レイプ、わいせつ、DV、セクハラ、痴漢、これらすべてが性暴力であり犯罪であることを知っていますか？」 「2 性暴力をうけたことがありますか？」
- ㉗ 性暴力被害者支援条例を策定し、性暴力被害者への救済・支援と加害者の更生についても対策を行う
- ㉘ 性について科学的に正しい知識を得ると同時に、自分と相手との両方を尊重する態度とスキルを培う性教育を全校で実施する。
- ㉘-2 性教育や命の教育を産婦人科や助産師などの専門家やNPO法人など市民団体と連携して全学校で実施する。
- ㉙ 性暴力は許されないことであり、被害にあったら「いつでも相談していい」というメッセージとともに具体的な相談先を子どもたちに知らせる。

- ⑳-2 防犯メールに相談先を入れる、相談カードを渡すなど子ども自身に相談先を知らせる。
- ㉑-3 子どもへの性暴力対策は女子はもちろん、男子に対する性被害についてもていねいな対応を行い心のケアを行う。

◆女性への暴力全般

- ⑳ セクハラ、DV、性暴力など女性への暴力に関する相談カードを全公共施設のトイレや中学校など教育機関のほか、薬局や商業施設などにも配置し、周知する。
- ㉑ 長年支援してきている専門性を有した民間団体と連携しながら、支援を充実させる。
- ㉑-2 DV被害者支援や性暴力被害者支援を行う民間団体への助成金を国、都、自治体それぞれで増やす。

プロジェクトの議論の中からの提案

◆区・市・東京都で

子どものころから対等な関係性について学び、セクシュアル・ハラスメントについていけないことだと身に付けていけるような人権教育を実施する。

DV相談をしやすくし、支援につなげられるよう自治体のにDV防止・支援センターを設置する。

両親学級、新生児全戸訪問、乳児健診などでDVや相談先を入れた啓発冊子などを配布する。

自治体（東京都、区、市）で加害者更生プログラムを民間団体に委託し実施する

相談から自立を支援するための社会資源を紹介し、エンパワメントのイメージがつく広報動画を作成し、自治体から発信する。

高校、大学に啓発ポスター掲示やトイレのデートDV啓発カードを置く。

離婚前の別居中から、公営住宅への優先入居や民間賃貸での家賃補助・保証制度により住まいの公的支援する。

東京都内に母子自立支援施設を増設する。

民間団体のステップハウスやシェアハウスに補助金を出し増設する（東京都、自治体の広域連携で）。

性暴力被害者支援条例をつくり、相談・支援を自治体施策に位置付ける

性暴力被害者支援を広域連携で行えるよう東京都が中心となり、ネットワークをつくる。

医療機関や心理・法律・福祉など専門家による性暴力相談・支援のワンストップセンターを東京都内に増設する。

東京都で性暴力被害（子どもを含む）を診察・ケアできる医師・看護師、児童精神科医を育成する。

警察官のDV・性暴力被害者への対応の研修を充実させるとともに、女性警察官が対応できるよう十分に人員配置する。

女性への暴力や女性差別を根絶するために市民にジェンダー平等教育を実施する。

DVや性暴力防止、被害者支援を実施している民間団体の運営を助成し、人材確保と事業の継続を担保する。

◆国にむけての法整備の提案

職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法）だけでなく、全てのセクハラを禁止する法整備を進める。

DV防止法を改正し、第1条のDVの範囲に身体的だけでなく、夫婦間の性暴力、精神的暴力も含める。

刑法改正でDV罪を新設し、加害者の処罰の内容に更生プログラム受講を義務として入れる。

刑法の2020年見直しで、以下の点を改正する

(1)暴行・脅迫要件の見直し (2)配偶者間の強姦を位置づける (3)性交同意年齢の引き上げ (4)控訴時効の撤廃 (5)地位・関係性を利用した性行為を対象に

DV加害者、性暴力加害者更生プログラムを法律に位置付け実施を義務付ける。

女性自立支援法の制定し、被害者が逃げることを前提としたDV・性暴力被害者支援の発想を転換し、当事者の権利保障を軸としてメンタルケアを含めた自立支援施策を行えるようにする。